

島田市中央公園外 6 施設
指定管理者業務仕様書
(島田市中央公園≡二鉄道施設)

令和 7 年 8 月 1 日

静岡県島田市

島田市中央公園ミニ鉄道施設指定管理業務仕様書

島田市中央公園ミニ鉄道施設（以下「中央公園ミニ鉄道施設」という。）の指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、島田市都市公園条例（平成17年5月5日条例130号）によるほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、中央公園ミニ鉄道施設の指定管理者が行う業務の内容、範囲及び基準について定めることを目的とする。

2 管理運営方針

中央公園は、市を代表する総合公園で、多くの人々が訪れる憩いの場として昔から親しまれてきた。公園内のミニ鉄道施設を管理運営し、親子ふれあいの場としての魅力をより高める。また、SLと新幹線が運行するミニ鉄道施設への集客とあわせ、その周辺にある施設への観光客の滞在・回遊に繋げ、観光交流人口の拡大を図る。

3 施設の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 名称 | 中央公園ミニ鉄道施設 |
| (2) 設置場所 | 島田市中央公園（島田市野田1633番地の1他） |
| (3) 軌道延長 | L=312m |
| (4) 軌道幅 | 7.5インチ(191mm)・5インチ(127mm)幅併設線路 |
| (5) 軌道勾配 | 1/100以内 |
| (6) 最小半径 | R10m以上 |
| (7) 附帯設備 | 駅舎ホーム(17.2㎡)、車庫(24.6㎡)、遷車台(トラバーサ)、鉄橋、踏切(3箇所)、木柵工、土留柵工 ほか |

4 管理の基準等

指定管理者は、施設の管理の実施事項を定めた基本協定並びに当該年度における事項を定めた年度協定及び島田市都市公園条例並びに関係法令のほか、募集要項、事業計画書に従い管理運営を実施すること。

(1) 営業時間等

営業期間等は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

4月1日から3月31日までの日曜日、土曜日、国民の祝日（以下「祝日等」という。）とする。ただし、保育園並びに幼稚園ほか10人以上の団体（以下「団体等」という。）及び鉄道愛好者から使用の手続きがあったときは、平日の運行（毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く）も行うこと。

営業期間	夏季営業日	4月1日から9月30日までとし、運行時間は午前10時から午後5時までとする。	原則、正午から午後1時までの間（1時間）の運行は休止する。
	冬季営業日	10月1日から3月31日までとし、運行時間は午前10時から午後4時までとする。	

(2) 休日等

休日は次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

- ① 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- ② 12月29日から翌年の2月末日までの日

5 指定管理者が行う業務の範囲

中央公園ミニ鉄道施設におけるミニ鉄道の運転、乗客の案内・誘導及び使用料の徴収並びに運行上の安全管理に関する業務のほか日常管理業務を行うこと。

- (1) 4月1日から3月31日までの間（休業期間は除く。）の日曜日、土曜日、国民の祝日の運行に関する業務

①	<p>ミニ鉄道の運転業務として、SL機関車1台と新幹線1台（以下、機関車等という。）の運行をする。</p> <p>1台の機関車等（運転手1名）に対して、最大3台までの客車（1台の客車定員4名）を牽引し、周囲の安全確認をしながら軌道敷1周を概ね5分間以内で運転をすること。原則として、2台の機関車等の運行をすること。</p> <p>運転中、軌道敷内で危険を察知した場合、直ちに機関車等を停車させ、その後の運行に支障がないよう障害物の除去、あるいは退去等、必要な措置を講ずること。</p> <p>雨天・荒天の場合には、機関車等の運行を中止すること。</p>
②	<p>乗客の案内・誘導並びに料金の徴収業務として、乗客を整列させ、有料の乗客からミニ鉄道施設の車両への乗車使用料（小学生以上1名100円）を徴収し、領収書を発行してから乗客を客車へ乗車させる。</p> <p>小学生未満の者が乗車する場合には、必ず乗車上の安全管理ができる成人した同乗者（1人）を同乗させること。</p> <p>有料の乗客と無料の乗客の乗車人数を把握すること。</p>

③	<p>運行上の安全管理等の業務として、機関車等の運行を開始する前に機関車等を使用して、軌道敷等の施設全体の安全確認を実施してから運行をする。機関車等の運行中は、軌道敷内へ一般客が立ち入らないよう監視し、もし立入者がいた場合には退去を命ずること。</p> <p>運行業務終了後、機関車へ搭載されている2台と新幹線へ搭載されている4台のバッテリーを充電し、業務を終了すること。また、予備用の貸出バッテリー(6台)の状況も確認し、必要に応じて再充電すること。</p> <p>最後に使用した機関車等の外観を水拭き等で清掃し、終了すること。</p>
---	---

(2) 鉄道愛好者の開放日（毎月第一日曜日）の運行に関する業務

①	<p>鉄道愛好者が所有する車両を軌道敷へ乗り入れさせ、有料（1,030円）で運行させることができる。</p> <p>指定管理者及び鉄道愛好者は、市が所有する機関車等及び客車を使用することができないとともに、一般の乗客を客車に乗せて運行してはならない。ただし、予め市の承認を受けた場合は除く。</p>
②	<p>鉄道愛好者が軌道敷を使用するときは、1運行日に当たり、軌道敷の使用機関車の台数は、14台以下（トラバーサーの数以下）とする。</p> <p>軌道敷の使用料は、当日徴収し、領収書を発行すること。</p> <p>運行上の安全管理業務として、軌道敷の使用に対して、自己が所有する機関車を安全に運行するよう伝達（概ね5分間程度で軌道敷1周）をする。</p> <p>指定管理者は、鉄道愛好者同士、あるいは一般客とトラブルがあっても、当事者同士での解決を図ること。ただし、市あるいは指定管理者の責めに帰することは除く。</p> <p>使用者の責により器物等が破損したときは、速やかに指定管理者へ報告させ、使用者の負担で直ちに原状回復するよう伝達をすること。ただし、地震、台風等の天災、その他不可抗力により生じたもののほか、使用者の責めに帰すことの出来ないものは除く。</p> <p>使用者の責により発生した事故等は、人的、物的を問わず、その損害等を補償するよう伝達をすること。ただし、地震、台風等の天災、その他不可抗力により生じたもののほか、使用者の責めに帰すことの出来ないものは除く。</p>
④	<p>鉄道愛好者の開放日は、午前9時までにトラバーサー及び車両の進入防止柵の鍵を開錠し、軌道敷等の施設全体の安全確認を行うこと。</p> <p>特に、始発の機関車等については、軌道敷等の安全確認を行いながら運行するよう伝達をすること。</p> <p>鉄道愛好者がミニ鉄道を使用する間の安全管理（監視業務）については、鉄道愛好者に対して安全注意義務を確認させるとともに、車両の設営から撤収までの間を見守るものとする。ただし、ミニ鉄道施設エリアの維持又は必要な事務に従事する場合は、鉄道愛好者に安全に係る包括指示を与え、その場を離れることができる。</p>

	<p>雨天の場合の運行は、使用者の判断に委ねること。ただし、荒天の場合には、直ちに運行を中止させること。</p> <p>なお、小川精機株式会社 O.S. ライブスチームクラブ主催によるイベントが開催される場合、このときの運行に関する一切の権限は主催者へ委ねる。</p> <p>ただし、軌道敷の使用料は、イベント当日、指定管理者が主催者から徴収をすること。</p>
⑤	<p>すべての使用者の運行終了後、車両から排出された油脂が軌道敷に付着していないか確認し、軌道敷に付着していた場合には洗剤等で機関車等の車輪が滑らないよう洗浄し、トラバーサー及び車両の進入防止柵の鍵を閉錠してから業務を終了すること。</p>
⑥	<p>鉄道愛好者から軌道敷使用の手続きがなかったときは、有料運行日として運行できるものとする。</p>

(3) 4月1日から3月31日までの間（休業中は除く）の平日の運行に関する業務

①	<p>団体等からのミニ鉄道施設使用の手続きは、指定管理者が行うこと。</p> <p>ミニ鉄道施設の車両への乗車使用料は、当日徴収し領収書を発行すること。</p>
②	<p>団体等からの使用に対する運転業務は、必ず指定管理者が行い、2台の機関車等（運転手各1名）を運行し、1機関車等当たり最大3台までの客車（1台の客車定員4名）を牽引し、周囲の安全確認をしながら概ね5分間以内で軌道敷を1周するよう運転をすること。</p> <p>運転中、軌道敷内で危険を察知した場合、直ちに機関車等を停車させ、その後の運行に支障がないよう障害物の除去、あるいは退去等、必要な措置を講ずること。</p> <p>雨天・荒天の場合には、機関車等の運行を中止すること。</p>
③	<p>小学生未満の者が乗車する場合には、1機関車等に当たり、乗車上の安全管理ができる団体等の責任者（有料）を必ず1人以上同乗させること。使用時には、そのほかの注意事項を含めて必ず伝達をすること。</p> <p>小学生未満の者が乗車する場合には、団体等の責任者（有料）には領収書を発行すること。</p> <p>乗客の案内・誘導業務は、乗客を整列させ、客車へ乗車させるとともに、有料の乗客と無料の乗客の乗車人数を把握する。</p>
④	<p>運行上の安全管理等の業務として、機関車等の運行開始前に、機関車等を使用して軌道敷等の施設全体の安全確認を実施してから運行をする。</p> <p>機関車の運行中は、軌道敷内へ一般客が立ち入らないよう監視し、もし立入者がいた場合には退去を命ずること。</p> <p>運行業務終了後、機関車等へ搭載されている6台のバッテリーを充電し、業務を終了すること。また、予備用の貸出バッテリー（6台）の状況も確認し、必要に応じて再充電すること。</p> <p>最後に使用した機関車等の外観を水拭き等で清掃をすること。</p>

⑤	鉄道愛好者は、軌道敷を使用することができる。ただし、市の承認を受けた場合に限る。 使用等の手続きは、鉄道愛好者の開放日の手続きのとおりとする。
⑥	団体等からのミニ鉄道施設の車両乗車使用と鉄道愛好者からの軌道敷使用の手続きがあったときは、いかなる場合においても団体等を最優先し、運行をさせること。また、鉄道愛好者の使用手続きのとき、団体等を優先することを必ず伝達をすること。

(4) その他の日常業務

①	日常の管理業務として、ミニ鉄道施設内の花壇（プランターを含む）並びに芝の植栽管理及びごみ拾い清掃をすること。
②	ミニ鉄道施設内の駅舎、車庫のごみ拾い清掃をすること。特に車庫内は、常に整理・整頓をしておくこと。
③	油脂の付着が予想される軌道敷は、機関車等の車輪が滑らないよう掃除をすること。
④	ミニ鉄道施設内の踏み切りの作動状況を確認すること。
⑤	ミニ鉄道施設の運営上、必要となる車庫及びトラバーサー並びに車両の進入防止柵等の鍵の開閉を行うこと。
⑥	上記施設の管理状況を必要に応じて市へ報告をすること。修繕等が必要な箇所については、可及的速やかに報告をすること。

6 職員の配置

- (1) 指定管理者は、管理運営業務を遂行するために必要な業務執行体制を確保し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な数の職員を配置すること。
- (2) 施設の管理に必要な資格を有する職員を配置すること。
- (3) 労働基準法を遵守し、適正な勤務体制を整えること。
- (4) 管理運営業務の統括者となる業務責任者を置くこと。
- (5) 業務責任者は、職員の資質の向上を図るため、研修（接遇等）を行い、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

7 報告書等の作成及び提出

指定管理者は、有料乗車人数と無料乗車人数及びS L機関車乗車人数と新幹線乗車人数に分け、かつ、軌道敷を使用した台数を加えて、毎月終了後 10 日以内に市が指定する様式（別紙 2）により報告書を市長に提出しなければならない。

8 業務報告の聴取等

市長は、中央公園ミニ鉄道施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要

な指示をすることができる。

9 物品の管理及び帰属

- (1) 指定管理者が行った修繕により結果として資産を取得することとなる場合は、その資産は市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者が購入した備品の所有権は、指定管理者が有するものとする。ただし、指定管理者が故意・過失により、破損等した市所有の備品を購入した場合及び市所有の備品を買い換えた場合並びに事前に市と指定管理者が協議の上、双方が合意した場合の備品の所有権は市が有するものとする。
- (3) 指定管理者は、市の所有する物品については、島田市財務規則及び関係例規に基づき管理を行うものとする。
- (4) 指定管理者は、市の所有する物品のうち、備品等については、島田市財務規則に定める会計管理者の検査を受けなければならない。

10 市が無償提供する備品等

指定管理者が業務を実施するため、次の備品等は無償貸与又は提供する。

- (1) S L機関車1両及び客車3両、新幹線先頭車両1両、後尾車両1両及び客車3両、バッテリー充電器2台は、市が無償貸与する。
- (2) ミニ鉄道施設を管理・運営するために必要となる鍵は、市が無償貸与する。
- (3) 運行中並びに保管中、最善な注意を払って管理しなければならない。
- (4) その他の費用は、市と指定管理者との協議により決定する。

11 施設等の維持修繕

- (1) 施設の工事や改修、維持修繕等は、翌年度の当初予算編成前に双方協議のうえ、決定するものとする。ただし、緊急性を要する場合は、この限りでない
- (2) 1件30万円未満の施設の維持修繕については、経費の範囲内において指定管理者が行うものとする。1件30万円以上の修繕については、市が負担するが、必ず事前に協議しなければならない。

12 指定の取り消し等

- (1) 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - ① 関係法令、条例、規則又は協定の条項に違反したとき。
 - ② 維持管理運営業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - ③ 指定管理者が指定の解除を申し出て、市長が承認したとき。
 - ④ その他市長の指示に従わないとき。
- (2) 前項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消したとき、指定管理者は

既に受領した指定管理料を市長に返還しなければならない。ただし、協定期間
の中途において指定の取り消しをしたときは、双方協議して返還金の額を算出
するものとする。

- (3) 指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じ
た場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

13 原状回復義務

指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたとき、若
しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、そ
の管理をしなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。た
だし、経年劣化や市長の承認を得た場合は、この限りでない。

14 権利義務の譲渡等

指定管理者は、協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承
継させ、又は権利を担保に供してはならない。

15 管理業務内容の変更等

市長は必要があるときは、管理業務の内容を変更し、又は業務を一時中止するこ
とができるものとする。この場合は、双方協議して書面によりこれを定めるものと
する。

16 施設の目的外使用

指定管理者は、利用者の利便性向上のため、自動販売機、公衆電話を設置するな
ど、当該施設を条例で定めている業務以外で使用する場合は、あらかじめ市長に許
可を得なければならない。また、目的外使用の場合は、条例により定められた規定
の使用料を市に納付しなければならない。

17 その他の業務

管理業務を行うに当たり、業務の委託や物品の調達等について、可能な限り市内
事業者への発注に努めること。

18 業務を実施するに当たっての留意事項

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要領等を別に定める場合は、
市と協議を行うこと。
- (2) 各種規程等がない場合は、市の諸規程に準じて業務を実施すること。
- (3) 指定管理者は、指定期間終了時に次期管理者が円滑かつ支障なく中央公園ミ
ニ鉄道施設の業務を遂行できるよう引き継ぐこと。
- (4) 市長は、必要があるときは、管理業務の内容を変更し、又は業務を一時中止
することができるものとする。この場合は、双方協議して書面によりこれを定
めるものとする。

19 その他

本仕様書に定めのない事項が発生した場合又は指定管理者の業務について疑義が発生した場合は、市と指定管理者が協議し決定する。

運営上の留意事項

1. 本仕様書に記載する伝達とは、使用者に対して必要事項を口頭あるいは文書で確実に伝えることをいう。
2. 使用料は、適切に受領した上で領収書を発行すること。
3. 両替については、指定管理者の判断に委ねる。
4. 駅舎内に掲示してある注意事項を乗車前に必ず読ませること。小学生未満の者が乗車する場合の同乗者の年齢確認は、注意事項を読ませることで同乗者が同意したとみなす。ただし、同乗者の身体の特徴が明らかに成人未満である場合、年齢確認を求めること。
5. 一人で客車へ座ってられない者は、乗車することはできない。ただし、乳幼児については、乗車上の安全管理ができる成人した者が抱いて乗車することができる。
6. 障がい者は、介助者が同乗し、介助等の支えがあれば乗車することができる。
7. 酒気帯び及び酒酔い並びに泥酔の者は、乗車することができない。
8. 乗車している者は、運行中、携帯電話の使用やカメラ、ビデオを使用することはできない。
9. 乗車している者は、運行中、飲食や喫煙をすることはできない。
10. 乗車する者は、自己の貴重品等を持って乗車すること。その他の手荷物は、所定の荷物置き場へ置かせること。
11. 客車へ乗客を同乗させて運転する場合、軌道敷内で運転できる機関車等の台数は最大2台までとする。ただし、鉄道愛好者の開放日の運行は除く。
12. 軌道敷を1周する時間は、概ね5分間以内(歩行者が歩く速度)で運転すること。乗車・降車時間は、概ね2分30秒程度とし、1回の運行に係る時間は、概ね10分程度とすること。
13. 概ね10分間で運営した場合、1時間に付き1機関車当たり72人(12人×6回転)しか乗車できないことを考慮し、運営をすること。特に、正午の休憩時間前、あるいは午後5時の(冬季営業日は午後4時)の終了時間前には、前もって最終乗客であることを伝達するとともに、その旨を予め表示しなければならない。また必要に応じて、当日乗車できなかった者のために、優先乗車券(有料)などを交付し、配慮をすること。
14. 運転手以外の指定管理者職員が客車の最後尾に乗車し、運行上の安全確認することはできるものとする。
15. 鉄道愛好者が軌道敷を使用する場合には、指定管理者が管理・運営上、必要と思われる使用時間や使用台数等を確認することができる。
16. 運行開始時刻である午前10時の時点で雨が降っていた場合、当日の運行は中止すること。ただし、午後から明らかに天候が回復することが予想される場合、この限りではない。また、運行途中で降雨となり、1時間以上経過しても、引き続き雨が降り続く場合、それ以降の運行は中止すること。
17. 雨天により当日の運行を中止する場合、あるいは中止が予想される場合、使用す

る団体等または鉄道愛好者へ連絡すること。

18. 雨天等により運行を中止した場合、既に団体等及び鉄道愛好者へ発行した納付書等は取消し、既納した使用料については、必ず還付すること。
19. 駅舎付近にある営業看板は、運行終了後は準備中とし、運行開始後は営業中とすること。ただし、正午から午後1時の休止期間及び雨天による一時的な運行中止のときは休止中とし、再運行できないときは準備中とする。
20. 過日、軌道敷を使用した鉄道愛好者の中で、本仕様書に記載する事項が遵守できない者は、次回の軌道敷使用を受付してはならない。また、団体等及び鉄道愛好者が、指定した期日までに使用料を納付しない場合も同様とする。
21. 運行中、乗客が怪我をした場合、あるいは急病人が発生した場合、運転を直ちに中止し、適切な対応をすること。
22. 鉄道愛好者が、軌道敷の使用後または使用中、蒸気機関車の煙突等から火の粉が発生する恐れがあるため、バケツ等を準備し、必要に応じて消火活動を行うこと。
23. 鉄道愛好者の軌道敷の使用に対して、本仕様書に記載する必要事項を伝達している場合、指定管理者の責めに帰すことはない。
24. 平日団体等からのミニ鉄道施設の車両乗車使用に対して使用する機関車等は、原則、1機関車等（機関車又は新幹線）とする。ただし、先方からの要望（特に時間内で多くの乗客を乗車させる必要がある場合）があった場合、機関車と新幹線を同時に運行することができるものとする。
25. その他、記念セレモニー等開催時の運営における対応を市と協議して行うこと。

報告書 月分

日	曜日	ミニ鉄道施設の車両への乗車使用料					軌道敷の使用料					備考
		夏期(冬期)営業日 入場者										
		有料(人)	金額(円)	計(円)	無料(人)	合計(人)	有料(人)	金額(円)	計(円)	無料(人)	合計(人)	
1日												
2日												
3日												
4日												
5日												
6日												
7日												
8日												
9日												
10日												
11日												
12日												
13日												
14日												
15日												
16日												
17日												
18日												
19日												
20日												
21日												
22日												
23日												
24日												
25日												
26日												
27日												
28日												
29日												
30日												
31日												
合計												